

ソロモン諸島ロヴィアナ地域における開発に伴う 村間・村内の生業格差の社会的背景

古澤 拓郎

1. はじめに

南太平洋のソロモン諸島国は国土の87%が慣習地(Customary Land)と呼ばれる民有地である。ここでは、土地の所有権はそこに居住してきた集団にあり、それは血縁でたどられる出自集団であるが、同国の土地登記や訴訟などではトライブ(tribe)¹⁾と呼ばれることが多い。これは欧米における個人名義で登記する所有とは異なる土地所有制度である(須藤健一2004)。トライブの中にはさらに細分化された集団がある場合もあり、それらもトライブと呼ばれるが、規模が小さい場合にはサブトライブとも呼ばれる。トライブにはチーフ(chief)という慣習的に選ばれた首長がおり、土地や資源の管理や、社会内部での調整やコンセンサスの形成もそのリーダーシップの下で行われてきた(須藤2001)。1つの村が1つのトライブと1人のチーフで構成される場合が多いが、複数の村と複数のトライブを1人のチーフが世話している場合もあり、このような場合には全体を統括するチーフはパラマウント・チーフと呼ばれることもある。このようなトライブやチーフという呼び名は、19世紀末以来の英国植民地時代から行政的に用いられてきたが、1978年の独立後も英語が公用語であるため、いまだに英単語が用いられている。同国内に80以上ある在来言語(Gordon 2005)では、それぞれ異なる名称があたりつけられている。

人々は、自分の所属するトライブあるいはサブトライブの慣習地を利用して、陸地では根茎類の

移動耕作などの生業やココナツプランテーションを営み、海洋では漁撈活動や現金収入源となる海産物(ナマコや貝など)採集などを行ってきた(宮内2001;古澤2004)。移動耕作は、森を切り開いて作った畑を一定期間(通常1-2年という短い期間)耕作し、その後その土地を休耕地として長期間(10年以上)かけて森に還し、植生とともに土壌が回復したときに再び切り開いて畑にするというものである。これは毎年場所を移動しながら畑を作るため、毎回切り開かれる土地が小さくても、耕作期間と休耕期間を合わせた1サイクルが完了するために必要な土地の面積は大きくなる。しかし、次のサイクルにおいては、最初のサイクルで使った土地と同じ場所を移動すればよいのであるから、長いスパンで考えてみると、理論上は限られた面積だけで持続的な農耕を営むことができる(Whitmore 1990)。

このように、ソロモン諸島では土地や自然資源が人々の生存や基本的ヒューマン・ニーズの充足に欠かせないものであり、そしてその利用や管理はトライブごとの慣習的なルールに基づいて行われてきた。しかし、西洋人との接触以降、特に市場経済化や文化変容が急速に進んだ20世紀後半から、この「生業-土地」関係が大きく変わってきている(宮内2001)。たとえば陸地についてみると、本来の慣習地はトライブのチーフの下ですべてのメンバーが、共同で利用できる事実上のコモンズであった。しかしながら、20世紀半ば以降に、外国系企業による森林伐採が進んだころからこの仕組みは大きく変容した。まず、伐採

にともなって莫大な伐採契約料や土地使用料が支払われることになったため、誰がそのお金を受け取る権利があるか、つまり誰がその土地を所有しているかの意識が高まった。このため、近代的司法制度に基づいた土地所有権が確定されることとなった。これは、それまでの共同利用を制限するとともに、チーフなど伝統的な権威も失墜することにもなったのである（関根 2001）。また、そもそも移動耕作や漁撈という生業経済から、伐採企業での労働者など現金経済も取り入れた生活へと遷移してきている。さらには、こういった社会経済状況の変化に加えて、人口が急激に増加して集団の土地への需要が高まってきたことも、土地への意識の高まりや生業の変化と関わっている。

本論文では、ソロモン諸島における「開発」を、社会制度の近代化・西洋化、経済の市場経済化、そして人口増加、という3つが複合したものとみなす。同国の中でも、土地を巡る訴訟がとりわけ多いことで特徴付けられる、ウェスタン州のロヴィアナ語社会の都市近郊部と農村において、この開発によって地域社会の土地管理・利用がどのように変化してきているかを明らかにする。さらに、都市と農村での差異と共通点に着目し、土地をめぐる社会制度の変容が、生業や自然環境の状態といかんして関わるかを考察する。なお、本論文で用いられるデータは2001年から計25ヶ月のフィールドワークで収集したデータと、ソロモン諸島国最高裁判所（High Court of Solomon Islands）において保存・公開されている訴訟録に基づいている²⁾。

2. ロヴィアナ地域について

ソロモン諸島ウェスタン州で最大の島がニュー・ジョージア（New Georgia）島である（図1）。この島の南西部は、本島の海岸線と並行するように沖に細長い島が一行に並び、その島々に囲まれたところにサンゴ礁が発達しており、ロヴィアナ・ラグーン（Roviana Lagoon）と呼ばれて

いる。また、島の西端からは、さらに西方向へと小さな島々が並んでおり、ここはヴォナヴォナ・ラグーン（Vonavona Lagoon）と呼ばれている。このロヴィアナとヴォナヴォナの2つのラグーン地域の住民は、人口約1万2千人で、ロヴィアナ語という言語を話す（Solomon Islands Government 2000）。本稿ではこの地域全体をロヴィアナ地域、ここに居住する集団をロヴィアナ語社会とよぶ。なお、ニュー・ジョージア島でも北西岸地域ではクサゲ語、北岸はホアヴァ語、東部はマロヴォ語と異なる言語の社会が隣接しており、相互に交流はあるが、それぞれの間での文法やボキャブラリーは異なり意思疎通は成立しない。

ニュー・ジョージア島のほぼ西端に位置する場所にムンダ（Munda）という町があり、小さな飛行場がある。ここは20世紀初頭に、この地域ではじめてのキリスト教宣教師が到来し、布教の中心地としたことから、以来西洋化・近代化の中心になってきた。第二次世界大戦で日米両軍が拠点をおいた時期を経て、現在では政府の役所、銀行、郵便局、各種の商店が立ち並び、ロヴィアナ地域の商業の中心地となっている。ムンダからさらに西北西に50 kmほど進んだ洋上には、さらに大きな商業地の州都ギゾがある。そのため、ムンダからギゾにかけての地域、つまりロヴィアナ地域の西側は西洋化・近代化が進んでいる。これに対して、ムンダより東では、町からの距離が離れるに応じて西洋的・近代的な要素が薄れ、いわゆる伝統的生活の様相が濃くなる。たとえば、ヴォナヴォナ・ラグーンとムンダ周辺にある村では、住居の多くは製材の壁とトタン屋根でできた西洋式の家屋で、海産物や農産物の販売、商店への勤務など、生業に加えて現金経済を基盤とする生活を営む人が多い。これに対して、ロヴィアナ・ラグーンの東部では人々はサゴヤシの葉でできた伝統的な家屋に居住して、根茎類の移動耕作や、木彫りのカヌーを用いた漁撈が主要な生業である。ただし、ムンダのような町であっても雇用は限られ、安定した現金収入を得られる世帯は少なく、

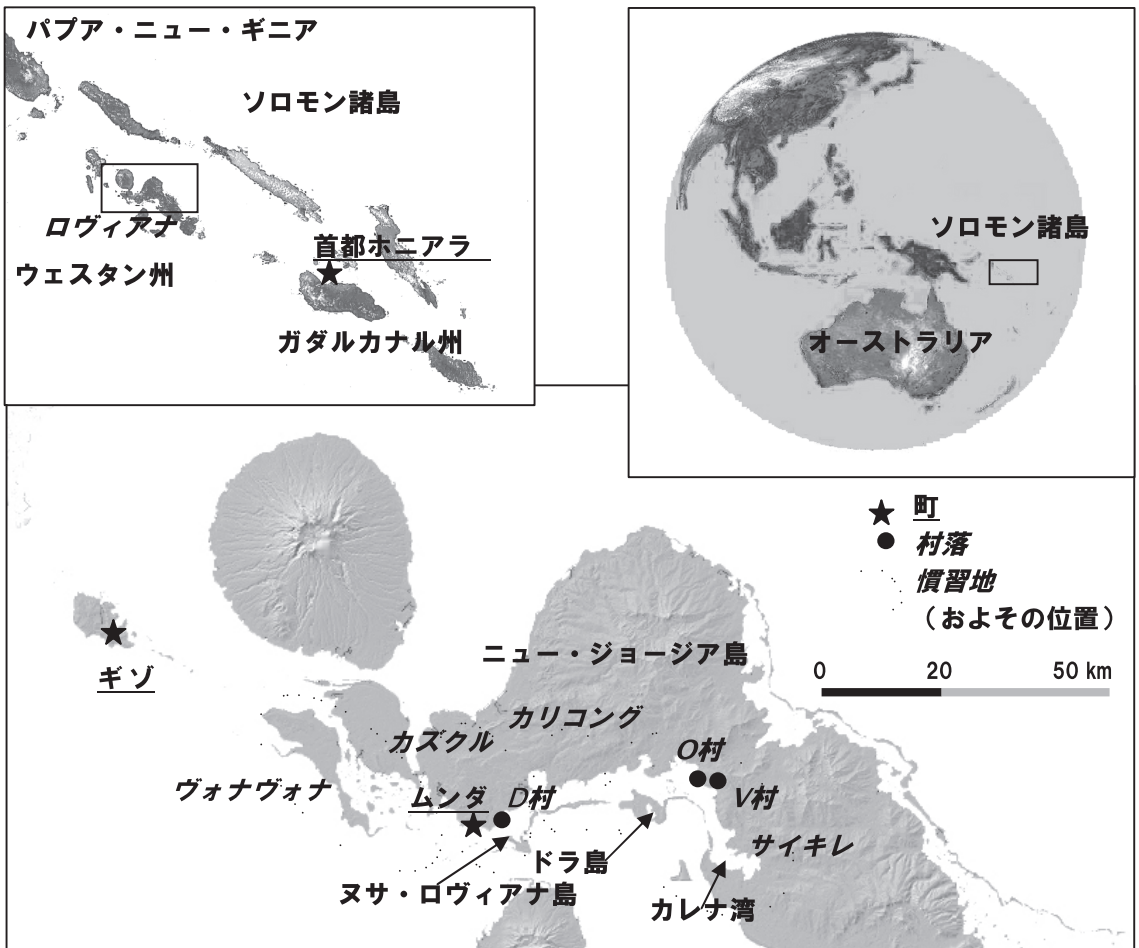


図1. 調査対象地域

注：慣習地の境界は確定していない部分が多いため、およその所在だけを表示している。また、本文にあるとおりカズクルはさらに細かく分けられており、ヴォナヴォナも複数の慣習地を含んでいる。

農耕や漁撈も依然として必要である。

ロヴィアナ語社会の成立過程や土地に関する慣習制度は、本稿の中心的課題として個別の事例を詳細に検討することとするが、理解を助けるためにここに概略をまとめておく。口承伝統によれば、彼らの共通の祖先は、現在のムンダが位置している海岸地域から内陸部であるカズクル (Kazukuru) という地域にいたとされる。このカズクルの集団は、海岸に居住した集団との婚姻などを通

して、ムンダ沖の小さな島であるヌサ・ロヴィアナ島へ移住してきた (Aswani 2000; Sheppard et al. 2000)。ここでも人口増加や紛争がきっかけになり、18世紀の後半にはこの一部の集団がこの島を出て東に向かい、現地集団との婚姻を通してロヴィアナ地域東端にサイキレ (Saikile) という集団を形成した (Aswani 1999)。また、19世紀になってから、一部の集団が島から北東へ向かい、サイキレとムンダの間にカリコング (Ka-

likoqu) という集団を形成した。19世紀末、ロヴィアナ語社会が西洋人との交易によって鉄製品などを入手し、それによってこの地域での首狩り風習が激化したことへの対策として、イギリス軍がヌサ・ロヴィアナ島を攻撃した。壊滅的打撃を受けた島から、一部の集団が西へ向かいヴォナヴォナで集団を形成し、さらに残った集団はココラパ (Kokorapa) あるいはカズクルと総称される集団であるが、対岸のムンダに逃れて居住したグループと、そのままヌサ・ロヴィアナ島に残ったグループがあった。現在では、それぞれサイキレ、カリコング、ヴォナヴォナ (ヴォナヴォナはより細かく分かれているが、ここでは便宜上一つとして扱う)、ココラパ (別名カズクル) という4つの社会、つまりトライブを構成し、それぞれが同名の慣習地を持っている。土地所有権などの継承は、母系もしくは共系にたどられる。伝統的には共系社会であったが、近代的司法制度による裁判やイギリス式の土地登記制度などと接触する中で、母系になったという指摘もある (Schneider 1998)。

3. 村落部であるサイキレ慣習地の状況

サイキレは、ロヴィアナ語社会の中でも早くにヌサ・ロヴィアナ島から出た集団であり、現在では最も町から遠い慣習地にあり、西洋化・近代化の影響が相対的に少ない。このため、いわゆる伝統的な社会システムや生活が多く残っており、チーフの影響力が機能している。しかし、この地域もマレーシア系企業による森林伐採を受け入れた1980年代から、社会経済状況の変化を経験してきた。特に大きかったのは、企業が伐採にともなう支払うロイヤルティ (伐採料やロギングキャンプを置く土地のレンタル料) を土地所有集団であるサイキレ・トライブに支払ったが、そのトライブ内部での再分配方式を巡り、より多くの分配を得られると権利主張をする者や、そもそも土地所有者の代表はチーフではなく自らにあると主張する者によって争議が引き起こされたことである。

ここでは、サイキレの伝統的な社会制度とその変遷を、インフォーマントからの聞き取りと、裁判所に残されている訴訟録から再構築する。なお、西洋人との接触以前に明文化された歴史や慣習法がないロヴィアナ語社会において、「真の」歴史や法を特定することは不可能であるため、現在の人々の語りと記録をとりまとめただけであることを、ここに書き添えておく。また、そのため同国における土地保有権ならびに慣習法についての情報はきわめて繊細な問題であるため (Naitoro 1989)、個人名はイニシャルで扱う。

3-1. サイキレ・トライブの構成：チーフの話から

2001年3月16日に、筆者はサイキレのチーフであるNK (男性) の居宅 (V村) を訪れ、サイキレ・トライブの形成過程を教えて欲しいと伺った。この時筆者はロヴィアナ語を習得していなかったため、O村の元学校教師で当時30歳男性であったEHに同行してもらい通訳をしてもらった。NKの話のを要約すると以下ようになる。

現在のサイキレの地にもともと住んでいたのは、タゴサゲ (Tagosage)、マエプ (Maepu)、コング・ホエゼ (Koqu Hoeze) という3つのトライブであった。このトライブというのは、ロヴィアナ語ではブトゥブトゥ (*butubutu*) という。そして、この3つのトライブ全体を、コング・ホエゼのチーフであったAKが統括していた。このAKはヌサ・ロヴィアナの女性と再婚した。その時に、ヌサ・ロヴィアナのチーフはTBであった。しかし、このTBが殺されたため、島は大混乱になった。ヌサ・ロヴィアナには3つのトライブがあったが、そのうちのひとつであるザレ (Zare) のチーフがODであった。このような状況下でODは移住する土地を探したところ、それを聞きつけたAKがサイキレへと招いてきた。ODはサイキレのドラ島東端「マルケテの岩 (Patu te Malukete)」

というところに移ってきた。AKがサイキレに住んでいた3つのトライブを代表して歓迎の辞を述べた。そこで、AKはODのことを「天使のチーフ (*Banara Mateana*)」³⁾と呼び、すべての力・財産 (*niniranirana*) を捧げることを宣言した。

こうして、ODはサイキレのチーフとなり、その子孫はヴァシラヴァタ (*Vasilavata*)⁴⁾ トライブであり、ここからチーフが選ばれてきている。また、タゴサゲ、マエプ、コング・ホエゼの子孫はチョチョポ (*Chochopo* あるいは *Sosopo*)⁵⁾ トライブと呼ばれている。また、AKの子孫はドゥガハ (*Dugaha*)⁶⁾ トライブと呼ばれている。このように現在サイキレ・トライブと一言で総称されているが、実はこれら3つのトライブで構成されているのである。また、サイキレのチーフは、ヌサ・ロヴィアナという土地から移住してきて、この地の在来集団の長となったとされているのである。

3-2. 所有者と監督者の違い：1980年の民事訴訟から

このようにして形成されたサイキレ・トライブの土地であるが、英国植民地時代の土地登記において、広大な土地をまとめてサイキレ慣習地とされた。この慣習地全体がサイキレ・トライブのメンバーによって共的に利用されていたようである。しかしながら、上述したように、近代的司法制度による土地意識が高まるにつれて、変化がでてきた。それを反映したものとして、ギゾ・コロンバンガラ地方裁判所における、民事訴訟1980年・25号 (*The Gizo/Kolombangara Local Court, Civil Case No.25 of 1980: NK vs SK, SG.*) を紹介する。これは、森林伐採がサイキレ慣習地で行われるにあたり、林業法で定める土地所有者・集団を確定する過程で発生した裁判である。現在のソロモン諸島国においては、慣習上の土地所有や利用権、そして土地の境界に関する裁定は、地

方のチーフや長老が集まって開かれる地域評議会 (*Area Council*) が行う。しかし、この評議会でもまとまらなかった場合には、地方裁判所 (*Local Court*) へと訴えられるのである。1980年に、チーフNKと、ソロソ (*Soloso*)⁷⁾ という名のトライブ代表SKとSGの2人の間で争われたものである。訴訟録でも明らかになるが、ソロソというのはもともとロヴィアナのトライブではなかったが、現在はサイキレ地域に居住している。ヴァシラヴァタ、チョチョポ、ドゥガハ・トライブの多くが海岸沿いに居住地を形成してきたのに対して、山の中に暮らしていたとされるのがソロソ・トライブである。

この訴訟は、(1) サイキレ慣習地の一部であるマエプ (*Maepu*) という地名の土地の所有権 (SKとSGの主張ではコレケ (*Koreke*) という地名) が誰にあるか、(2) マエプあるいはコレケと呼ばれる土地の境界はどこにあるか、(3) (NKに権力を継承した) 先代チーフだとされるMIがはたして、マエプあるいはコレケの慣習的な権利が与えられた全体のチーフ (原文 *overall chief*) もしくは地主 (同 *landlord*) であるか否か、の3つを争うものだった。

原告NK側はまず、川や平野と峰を示しながら、マエプという土地の範囲を示した。その上で、土地の所有集団はかつてこの土地に居住していたバラカナ (*Barakana*)・トライブであり、このトライブの最後のチーフはLEであったと主張した。そして、このLEの妹はLAだった。そしてNKはこのLAの系譜を引いているとした。

法廷は、NKが示した家系図とその形成経緯に着目した。まず、ODは招かれてきてサイキレ地域全体の初代チーフになった。ODの息子だったMUはこの地で4人の妻をもった。それはマエプとタゴサゲの土地所有者であったNA、マエプとタゴサゲから来たRI、マエプから来たHI、カレナから来たDAの4人であった。NKの主張によれば、これら4人から生まれた子供達全員から選ばれた1人に、4人すべてが持っていた土地の所

有権が受け継がれた。選ばれたのは息子 SOL で、彼はカレナとホヴィラナ (Hovilana) の土地所有者であった SOD と結婚した。その息子 VA はオヴィラナ (Ovilana) とカレナとマエブの土地所有者であった OP と結婚した。VA と OP の息子である MI が次のチーフとなった。その VA と OP の娘である DA (MI の姉) が TI と結婚して生まれたのが NK であった。NK はソロソ・トライブについても触れた。そのトライブがマエブの土地に暮らしていたことは否定していないが、もともとはニュー・ジョージア島の北部、つまりロヴィアナ地域の外側に住んでいた集団が、サイキレの土地へ移住してきたのであった。それはソロソ・トライブのチーフが QU であったときにサイキレの先代チーフ MI が招き、ジョココの土地を利用することを許したのであった。

これによると、チーフは、OD から、MU、SOL、VA、そして MI を経て、現在の NK に受け継がれた。ずっと父から息子へと継承されたが、最後の MI から NK だけは母系的に甥へと継承された。また、土地の所有権は、上述のチーフの話であれば、在来集団から提供されたと説明されていたようであるが、近代司法制度に基づいて行われる訴訟では、土地の所有権を得た経緯は、婚姻によってこの家系に入ってきたと説明されたのである。これに対して法廷は、チーフ継承権 (原文 chieftainship) についていえば、NK のトライブは、ニュー・ジョージア島で一般的な慣習 (同 common custom) である、土地の所有をする権力は女性を通して行われることに反している、と述べた。

続いて、SK と SG の主張は、当然ながら、NK のそれとは異なる。訴訟録によると、彼らが所属すると主張しているソロソ・トライブは森の中にいた。最初のチーフは BU であった。世代を経るごとに内陸を移動していたが、最終的には海岸部に居住するようになった。2人が主張しているのはコレケという地名で、マエブという地名ではないとして、法廷は実地調査を行って、コレケと

いう土地がマエブの一部であると確認した。SG はここで BU から自らにいたる家系図を引用した。ここでは、男性である BU から息子の KI、さらにその息子の MA へ、そこから2代は父から息子だが、次には娘である SI へ移り、そこからまた息子の DON、その息子 QU へと伝わった。QU の息子 LO と娘 AL が、それぞれ SK と SG の父と母であるとした。つまり共系あるいは選系で継承されている。

法廷はここですべての前提として、所有権 (原文 ownership) は常に (同 always) 最初にその土地に住み占有した集団 (同 people) にあることを指摘した。また、財産 (properties) は集団が住み始めて以降にのみ所有されると指摘し、その存在は所有権を確定する上では重きを置かないとした。ここで解説を加えると、他の判例においては、土地にタンブー・プレスと呼ばれる祖先の居住地や遺骸の存在 (石森 2004)、または祖先が植えた伝統的な有用樹カンラン属 (*Canarium* spp.) の存在などが土地所有の根拠となっており、それにしたがってこの裁判でも双方が証拠を提出していたが、それをこの件では取り上げないとされたのである。

さて法廷は、その上で、NK が明らかにした家系図は、SK と SG のものよりも古くに遡ることができることを認定した。さらにソロソ・トライブが沿岸部にたどり着いたときには、すでに住んでいる人々がいたことも認定した。しかし同時に、それによって NK 自身に土地を所有する権利があるとも言えないとした。なぜなら、この地域の慣習に従えば、土地の所有権は女性を通してたどられるからであるとした。つまり、NK が主張するように、OD の息子 MU が土地所有者と結婚し、その息子 SOL が得た所有権を、代々チーフが受け継いできたという主張は退けたのである。その上で、OP (NK の母の母) がマエブ土地所有者であれば、NK がそこから所有権を得たといえるが、NK の主張の中では OP からどうやってマエブの最初の土地所有者へと遡れるかが示されてい

ないから不十分であるというのである。

こうして1981年2月に下された判決は、(1)土地はマエプという土地であり、その所有者はマエプ直系子孫のトライブであるものの、そこへの家系を証明できない限りNK自身は所有者ではない、(2) ソロソ・トライブは、マエプ・トライブから与えられた土地として、マエプの一部のうちジョコロとパララエの土地を所有し使う権利(原文 rights of occupation and use)を得ている、(3) NKはMIを後継するチーフであるが、彼のチーフ継承権はマエプの土地を所有するチーフではなく、マエプの土地とトライブの世話をするだけのチーフ(同 a chief to look after Maepu Land and butubutu only)であり、その決定はマエプ・トライブの意思を超えるものにはならない(同 his decision cannot override the wishes of Maepu butubutu)、(4) 双方の財産は、それぞれの財産として残る、(5) マエプの領域はNKが主張したとおりである、というものであった。これはNKの勝利であったが、逆に彼自身が所有権を持たないと指摘される結果になった。逆に敗訴したSKとSGだが、ジョコロとパララエという土地についての権利は認定された。

この判決において重要なことは、土地の所有者(所有集団)と土地の監督者(監督集団)は必ずしも一致しないことである。つまり、チーフという慣習的な行政の長は、土地の管理を含む権限を世襲で受けてきているが、現在の司法制度の下では必ずしも土地の所有者ではないということである。また、土地の所有権は母系であると明言したことも重要である。現在あるヴァシラヴァタ、チョチョボ、ドゥガハあるいはソロソというトライブがあり、このトライブ多くの場合共系的出自集団なのであることからすると(石森2001)、現在のトライブ構成と、土地所有集団の単位は必ずしも一致しないということである。

この判決は後に、土地所有権に関しての争いでは上級審にあたる慣習地上訴法廷(Customary Land Appeal Court)においても争われた。1983

年11月の判決においては地方裁判所の判決を支持したことに加え、マエプの土地に対してはOPの血縁を持ってNKの家系、ただしNK単独では無くそのサブトライブ、に所有権があることが追認された。この場合にも、SKが今居住している土地に対してはSKが権利を持つという表現に改められた。

この判決後まもない1984年3月には、サイキレ・トライブはマレーシアの林業会社K社と伐採の合意書を締結し、サイキレ慣習地での伐採が開始された。これに際しては、ヴァシラヴァタ、チョチョボ、ドゥガハという3つのトライブの代表者によって、サイキレ・チーフ・コミッティー(SCC)を設け、このメンバー全員が合意書に署名した。土地所有者の代表者を集めて署名することは林業法で定められた手続きである(須藤2004)。しかしサイキレの場合には、NKがチーフであり、土地の管理をする権限は認められたが、土地の所有権はそれぞれのトライブに分かれていることが判決で明らかにされたため、このような選出をしたのである。森林伐採は、1984年にサイキレ慣習地の南東部、カレナ湾一帯から始まり徐々に北上することになった。このときに、ソロソ・トライブの代表が含まれていないのは、訴訟で敗れたからでもあるが、マエプ地域の外側であるカレナ地域については、彼らは権利を持っていると主張することができないからであった。

3-3. 土地所有の細分化：1993年の訴訟

1992年になって、伐採企業は翌年からマエプ地域で操業することの準備に入ると、再び争いが起こった。このとき、企業側にとっては林業法で定められた伐採免許の更新時期も近づいていた。サイキレはあらためて土地所有者の代表を選出した。このときには、ヴァシラヴァタ、チョチョボ、ドゥガハの中や間でもいくつかの争いが起こった。これは、それまでの操業において、3トライブにロイヤルティが分配され、そこから各トライブの中でさらに細かい単位であるサブトライブを通し

て、各家族、各個人へと分配されるなかで、分配に関わるトライブやサブトライブの代表者が不公平な分配をすると不満がでたためである。最終的には、ロヴィアナ地域評議会が、これらのチーフとこれら3トライブ代表者らを、土地所有集団の代表として認定した。しかし、ソロソ・トライブはこれには含まれなかった。

1994年に、ソロソ代表を自称するFDが、森林伐採を行っていたK社と、チーフNKを訴えた。その内容を、ソロモン諸島国最高裁判所の民事訴訟1994年・第120号（High Court of Solomon Islands Civil Case No.120 of 1994 FD (as a representative of Soloso Tribe) vs K and NK）から明らかにしよう。内容を要約すると、(1) ソロソ・トライブはジョココロという地名の土地の所有集団であること、(2) その土地でK社が操業を行う契約は、NKを代表とする人々と1993年に交わされたが、NKには土地の権利が無いこと、(3) 地域評議会（Area Council）は1992年9月14日～15日に伐採権（timber rights）が誰にあるかを審議して原告FDの名前も入っていたが、同じ日にこの決定は覆されて名前が消されたことの取り消し、(4) 1994年から現在までK社は原告FDの許可無く、ジョココロの土地に入り込んで道路を建設し、木材を伐っているが、これによって原告は損失と被害を受けた、(5) 不法侵入と改造に対する損害賠償、ジョココロの土地から伐られた木材より得られたすべての金額への相当額、K社のジョココロとバララエの土地における操業差し止め、等を最高裁判所へと訴えた。

最高裁判所は1994年5月に、先の1980年の地方裁判所と1983年の慣習地上級法廷の判決を取り上げ、ソロソ・トライブの土地の権利については、すでにマエブの一部地域に限っては認められるが、その外側については認められないということで結審しており、この点については改めて審議する必要はないとした。しかし、伐採操業に対しては、ジョココロ・バララエの地に侵入しているこ

とから、さらなる判決が出るまでは、K社のこの地への立ち入り禁止と、すでに伐採した木材から得られる収益を法廷に預けることの命令をだした。

この訴訟はその後つれ、NKとFDそれぞれが代表する集団の間では、深刻な争いになった。しかし、2000年7月に、以下のような同意審判が出た。まず、係争中のロイヤルティが裁判所に抑えられていたが、これを原告と被告双方に分配した。また、これからのロイヤルティの支払い方法を定めた。それは、サブトライブとして「サイキレ・チーフ（原文 Saikile Chieftaincy）」、「ヴァシラヴァタ1」、「ヴァシラヴァタ2」、「ドゥガハ1」、「ドゥガハ2」、「チョチョボ1」、「チョチョボ2」、「ソロソ1」、「ソロソ2」、「バラウル」という10個に対して、それぞれ10%ずつ均等に分配するという内容である。ヴァシラヴァタ、ドゥガハ、チョチョボがそれぞれ2つに別れ、ソロソも同様に2つのサブトライブが認められ、さらにサイキレ・チーフも他のヴァシラヴァタとは独立したサブトライブとなっている。バラウルというのは、サイキレとカリコングの境界地にあるトライブであるが、詳細はAswani（1999）を参考にされたい。

この判決の重要な点は、10個のサブトライブを明記したことである。これを通じたロイヤルティの分配においては、この後もしばしば争いを引き起こしたが、チーフからトライブの代表へ、そこからサブトライブの代表へと分配されていくことよりも平等である。ただし逆に、それまではトライブという大きな集団単位での権利に基づいて集団の生活が行われていたのに、サブトライブという、それよりも小さな集団で権利が保有されることになったのである。また、ここにソロソ・トライブが明記された意義も大きい。というのも、チーフを輩出してきたヴァシラヴァタ・トライブやほかのチョチョボやドゥガハの人々の認識では、彼らこそがサイキレの土地に住んできたものであり、ソロソ・トライブは土地の権利が小さいと認

識していた。土地の権利という点においては、弱い立場であったソロソの人々が、ロイヤルティの分配においても並列に取り上げられるようになったのである。

4. 都市化したカズクル慣習地の状況

次に都市化が進んだカズクルの事例を取り上げる。カズクルは商業地ムンダを含む地域であるが、ソロモン諸島の中でも最も訴訟が多い地域としても知られている（石森 2004）。これは、都市化による土地価値の上昇、人口過密化による土地需要の高まり、そして多額のロイヤルティを産み出す森林伐採を誘致したいグループの存在が主な原因である。このトライブの土地を巡る争議については、シュナイダーによる研究（Schneider 1998）と、それに対する石森（2004）の考察がある。それによると、カズクルでの対立構造は、サイキレのものとは共通する部分もある。それは、土地の所有者の集団、土地の監督者の集団（訴訟録においては guardians と呼ばれている）がお互いに異なる集団であり、それぞれに派閥を形成した点である。さらにカズクルの場合には、トライブのメンバーが平等に権利を持っていたと主張する第3の派閥があった。また、カズクルの土地は、東側の土地（Kazukuru Right-hand Land）と西側の土地（Kazukuru Left-hand Land）に分割され、それぞれに3つの派閥の権利関係が関わっていた。石森（2004）は「土地に対する権利の正当性を立証するために系譜を改ざん・捏造するなど、その権利意識が顕在化している」ことと、「伝統的にはすべての集团成员あるいはブトゥプトゥ（筆者注：本論文におけるトライブ）が共有してきたはずの土地が、さらに小集団の所有単位へと分割され、それぞれの派閥ごとに伐採業者の誘致を目論む事態になっている」と指摘した。つまり、集団の単位も、それに付随する土地も細分化されているのである。

筆者が2003年に観察したところでは、カズク

ルの慣習地には4つの集落があり、それぞれにチーフがおり、トライブの評議会があった。さらに、沖に浮かぶヌサ・ロヴィアナ島にも集落がありチーフもいたが、ここの住民もカズクルの土地に畑を持っていた。土地を巡る争いは頻繁であり、毎月のように新たな問題が発生しては各集落の評議会が開かれていた。また、誰がチーフであるかが曖昧であった。4集落の中でも最大のD村を例にすると、ここには先代のチーフから後継の指名をうけたEDという人物がいた。しかしながら、D村の評議会（Elders' Council）の議長はRMという別人物であった。聞き取りでは、住民にはRMがチーフであると考えている人が多くいた。また、中央政府や州政府という、近代的な行政制度に基づいて生活をしており、評議会も含めて慣習的なリーダーシップの影響は小さいと言及する人も多くいた。また、D村では土地の境界が綿密に定められており、家と家の間にも生垣などが設けられていた。ここでの所有権の単位は、現在の世帯主よりは一世代前が基準になるようであった。つまり、両親から受け継いだ土地を、きょうだい同士で分け合っているものであった。しかし、きょうだい間での争いも見られるようになっており、これからはより細かい、世帯レベルでの所有へと向かうようであった。

5. 生活と社会制度：サイキレとカズクルにおける共通点と相違点

5-1. 社会制度の共通点と相違点

次に、開発という過程における、社会制度と生活の関係性について、サイキレとカズクルの共通点と相違点をまとめながら議論したい。まず、共通点としては、土地の所有権の確定は、近代的司法制度に基づいてなされているが、そこで争うのは慣習的な権利関係であった点がある。現地調査でもその共通点が見て取れた。サイキレにあるO村とカズクルにあるD村の2つの集落において、すべての住民（2003年8月時点で、それぞ

れ 365 人と 1065 人) に、彼らが所属しているトライブを聞き取った。その結果、それぞれサイキレ・トライブとカズクル (ココラパ)・トライブが 87% を占めていた。他にそれぞれの村にカリコングやヴォナヴォナのトライブやウェスタン州内外の他地域出身者がいたが、D 村において教会牧師として派遣されて生活していた 1 世帯を除いて、すべての世帯において世帯主夫婦の両方あるいは少なくとも片方は、その村出身者であった。これは、ロヴィアナの慣習によって、外部から来た人、つまり土地を所有も利用もする権利を持たない人々は集落に居住することも、農耕や漁撈を営むこともできないため、その地のトライブ出身者がほとんどになっているためである。ロヴィアナ語社会に隣接するマロヴォ語社会において、外国企業による長期的な林業経営が営まれた T 村においては、夫婦ともにその地域の伝統的なトライブには属していない世帯が多数 (81 世帯中 7 世帯) あったことが報告されているが (大塚 2004)、その T 村よりも D 村のほうが明らかに近代化・西洋化が進んでいるにも関わらず、慣習的なルールが遵守されていたのである。また、チーフであっても、土地の所有権は慣習地全体に及ぶのではなく、自身が血縁として継承した権利しかないことが明らかになっていても、社会の長としてのチーフが、影響力の大小はあれ、存続していたのも共通する特徴であろう。

しかし、大きな相違点もあった。サイキレの場合では、広い慣習地に対して、1 人のチーフと 1 つの評議会があり、それが複数のトライブに属するメンバー (1996 年時点で約 2000 人) (Statistics Office 1997) に対する慣習的な行政を担ってきた。これに対して、カズクルの場合は、慣習地が細かくわけられ、集落も 4 つあり (人口はそれぞれ数百人~千人程度) それぞれにチーフと評議会があった。このように、慣習地、トライブ、居住地、という 3 要因の関係性が、サイキレとカズクルで異なるのは、後者で開発が進んだことに加えて、歴史的な特殊性も指摘されている

(Aswani 1999; Aswani 2004)。すでに書いたとおり、ロヴィアナ語社会は、大きく分けて、ココラパ (カズクル)、サイキレ、カリコング、ヴォナヴォナの 4 集団に分かれているが、すべては、18 世紀まではヌサ・ロヴィアナ島に暮らしており、さらにその前にはカズクルの地にいたのである。それが今では、サイキレの訴訟録にあったように、土地の所有権は最初にそこに住んだ集団の子孫に受け継がれたという、近代司法的所有権に基づくようになった。その結果として、現在カズクルに住んでいる以外のすべてのロヴィアナ語社会メンバーも、ヌサ・ロヴィアナ島からカズクル地域にかけての土地に祖先を遡ることができ、そうして何らかの形で権利を持っている可能性があるのである。Aswani (1999; 2004) は、この結果としてヌサ・ロヴィアナからムンダにかけての海洋域は、カズクルに現在居住しているものだけでなく、非居住者も漁撈・海産物採集に従事する権利を持っており、資源管理や入漁管理を行うことができない、事実上のオープンアクセス (*de facto open access*) の資源になっていると指摘した。

一方、陸地では、非居住者の侵入を防ぐように、居住者は自らの土地の権利を確定する必要がある。家系をより遡って出自集団を形成すると、非居住者を多く含む大きな集団になってしまい、土地の所有権を確定しても、内部での争いが続くだけか、海洋と同じくオープンアクセスになるだけである。しかし、1-2 世代という、小さい出自集団を構成して、その集団の所有権だけを確定すれば、現居住者とほぼ一致する集団となり、居住に必要な土地と、生業に必要な土地を確保することができるのである。これは、サイキレにおいては、出自集団はサイキレの慣習地で発生して、その土地の中だけで居住してきたことと対照的である。したがって、カズクルにおいて小集団化していったのは、ロヴィアナ語社会の慣習制度に従いつつも、近代的司法制度に基づいて非居住者を排除して、現居住者が生活を成立させるための戦略

とみることができるのである。

5-2. 生活への影響

このようにして、サイキレでは訴訟が起こって土地の所有権が確定しても、大きな出自集団によって広い土地を所有している状態が続き、これは伝統的な共同利用と管理という要素を受け継ぐことができた。カズクルでは、ほぼ家族といえるような小さな出自集団単位で土地の所有権を確定することになり、したがって各世帯・個人が利用できる土地は小さくなったのである。世帯や個人あたりの土地が減るとするのは、当然人口増加の影響もあるが、商業化したカズクルにおいては商業で成功したり、政府や企業に雇用されて定収入を得たりして、生業活動は行わず、つまり自らが所有する土地を使わない世帯もある。しかし、土地を必要な世帯が、土地を必要としない世帯の土地を使うことはできないのであるから、社会制度も大きいのである。

これが生活に及ぼした影響を、現地の調査から説明する。カズクルにあるD村においては、各世帯の家の境界も細かく定められ、畑や森も細かく定められていた。この地域で燃料といえば薪であるが、その薪も自分の所有地から集めなければ、争議を起こされていた。その狭い土地の中で、従来の移動耕作を行うことは難しくなっており、耕作期間が延長し、休耕期間が短縮するという、非持続的な土地利用サイクルに陥ろうとしていた。一方の、サイキレのO村では、集落の中では世帯の境界線が細かく定められることもなく、薪など生活に必要な自然資源は集落周辺の森から採集されていた。また、畑は各自が属するトライブの土地で行うことが多かったが、そのトライブの単位が大きかった。なお、O村の所在地はヴァシラヴァタ・トライブ（厳密にはその1サブトライブ）の所有地であった。しかし、65世帯のなかには、チョチョボやドゥガハという異なるトライブの人々も住んでいた。ヴァシラヴァタ・トライブに所属する50歳代後半の男性は、ここはヴァ

シラヴァタの所有地であるが、村人であれば、そこを住んで利用することは許されるのだと言った。共同で暮らすのが慣習であり、協力しあうほうが便利なのであると言った。「所有権」が確定しても、その土地を居住など基本的ヒューマン・ニーズ充足のために「利用」する権利が地域社会で共有されている事例は、マライタ州の村落部で宮内(2001)が報告している。このように、所有権者でなくても、同じトライブ・メンバーであれば利用できる代わりに、サイキレ以外のカズクルやカリコングのトライブがここに侵入すると、慣習的ルールや誰かが保有する所有権に基づいて排除できるのである。内向きには共有地であるが、対外的には排他的占有物になっていたのである。

移動耕作のサイクルは、人々は土壌や植生に応じて変えている。そのため一律に比較することはできないが、2003年に聞き取りをしてそれを過去の航空写真などで確認した結果では、D村での休耕年数は平均6.6年(17世帯・畑数=28)であったのに対し、O村では13.4年(15世帯・畑数=54)であり、D村のほうが短いサイクルで同じ土地を繰り返し使っているのであった。また、表1にD村で雇用など定収入がある世帯、定収入がなく農耕など生業が中心である世帯、そしてO村の世帯の間で、活動時間と生産性を調べた結果を示している⁸⁾。この結果では、O村では農耕について労働1時間あたり5.3MJの作物を収穫しているのに対し、D村では定収入がない世帯でもたった3.0MJであり、これは定収入がある世帯の2.3MJと同レベルであった。これは、表にあるように、面積あたりの生産性でO村とD村で大きな差があることから、土地の生産性が悪いと推察される。また一方で、D村でも定収入がない世帯では、1時間現金獲得に従事しても平均4ソロモン諸島ドルに過ぎず、これは商業地から遠く離れたO村と同レベルであった。定収入を得られる世帯というのは、多くは高い教育を受け、あるいは早くから近代化の波に乗った家系の人々であった。定収入が無い世帯は

表 1. 都市近郊 D 村で定収入がある世帯とない世帯および村落部 O 村の世帯における活動時間と生産効率

	D 村で定収入 がある世帯 (5 世帯)	D 村で定収入 がない世帯 (11 世帯)	O 村 (定収入なし) (15 世帯)
1 人 1 日あたりの平均農作業時間	0.2	0.7	1.1
1 人 1 日あたりの現金獲得活動従事時間	3.7	1.6	1.1
活動時間あたりの作物収穫量 (MJ/時間)	2.3	3.0	5.3
活動時間あたりの現金収入額 (ソロモン諸島ドル/時間)	12	4	3
面積あたりの作物収穫量 (MJ/平方メートル)	104.0	143.9	232.9

1 ソロモン諸島ドルは、約 18 円 (調査時点)

D 村の多数派であるが、それほどの収入を得られないことは当然ながら、農業生産も低いレベルにあるのであった。これには、上述したように、各世帯が使うことのできる土地が小さく十分な休耕期間が得られないことが関係していると考えられる。なお、漁撈活動の効率を調べた先行研究において、カズクルの N 村とサイキレの O 村で比較したところ、時間当たりの漁獲量は O 村のほうが有意に多いことも示されている (Aswani 2004)⁹⁾。

6. おわりに

本論文は、市場経済化、人口増加、近代的行政・司法制度といった形で、近代化・西洋化に直面したソロモン諸島の社会において、いかにして村落間や村落内での格差を産み出すかを、地域社会の制度の変容という側面からまとめたものである。2つの慣習地の比較では、慣習の多くは共通しており、かつ裁判によって土地の所有権を確定させているという点において共通している社会であっても、歴史的要因や社会経済的状況の違いによって、まったく異なる状況が生み出されていた。

それは、カズクルでは陸地の「個人所有化」、サイキレでは「内向きには共有地・対外的には排他的占有物」で特徴づけられた。そして、生業による生産性にも違いが産まれていた。

これは開発の過程において、持てる者と持たざる者が産まれたとみなすこともできる。つまり、近代化に直面してはじめて系譜をたどったときに、より多くの土地を所有あるいは利用できるものと、小さな土地しか持てぬものが産まれたのである。さらに、より多くの土地を持つものは、伐採企業を誘致すればロイヤルティが見込めるのであるし、その資源を販売することでの収入も見込まれるのである。しかし、経済の近代化に乗り損ねた者が、農耕で生業を維持しようとする場合に、自分の狭い土地の中だけで移動耕作を行うことは難しくなっている。広い土地を所有するものが現金収入によって生活を成り立たせていても、その土地を使う権利は無いため、自分の持つ限られた土地の中で、移動耕作を行わなくてはならないのである。ロヴィアナ語社会においては、まだ生存上の問題があるほどには貧富の差は生まれていない。したがって、ここでみられた格差の発生が、これからの程度拡大するかは不明である。また、現在は

村落部であるサイキレ社会がさらなる人口増加や市場経済化に直面したときに、どのような経過をたどるかも今後の課題である。しかしながら、本論文は、生活の格差の発生においては、人口増加や市場経済化だけでなく、社会制度が関わっていることを指摘したものである。

【謝辞】 筆者の調査を受け入れ、支援して下さったロヴィアナ語社会の人々ならびにソロモン諸島国政府とソロモン諸島国最高裁判所の人々に篤く御礼申し上げる。また、本論文の執筆中にあたり、非常に有益なご助言をくださった、石森大知氏（筑波大学・日本学術振興会）に心より御礼申し上げます。

注

- 1) 土地の登記簿や、土地所有権などを巡る訴訟において、慣習的に構成された集団をトライブとして表記していることを指している。イギリス保護領であったときから、この英単語を継承している。
- 2) 調査にあたっては、同国政府からの調査許可（Research Permit）を取得し、対象地の政府当局者、チーフ、そして参加したインフォーマントの同意を得た。
- 3) 「天使」と訳されているのはロヴィアナ語でマテアナ（*Mateana*）というもので、EHほか英語を話せるロヴィアナ人はAngelと訳す。同じくロヴィアナ語集団を研究したAswani（1999）はDivine Beingと訳した。ヌサ・ロヴィアナに9人おり、5人は死後天に上り、4人は地に潜ったと伝承されており、天上に上った1人の子供がODであったとされる。
- 4) Vasilavataという単語は、現在のロヴィアナ語には無いが、vasina（場所）もしくはvasileana（船着場、集落）と、lavata（偉大な、大きな）が混ざった単語だと思われる。したがって、「広い場所」あるいは「偉大な場所」といった意味になるであろう。
- 5) Chochopo（Sosopo）という単語は、ロヴィアナ語ではなくマロヴォ語である。マロヴォ語で岬を意味するが、ロヴィアナ語で岬を意味する単語はmihoである。ロヴィアナ語社会の南端であるカレナ地域は、現在マロヴォ語社会との境界にある。
- 6) Dugahaという単語も現在のロヴィアナ語には無い。意味についてチーフには聞くことはしなかったが、他のサイキレ住民で意味を知るものとは出会っていない。
- 7) Solosoというのはロヴィアナ語で、「森の奥」といった意味である。
- 8) 対象は、D村が17世帯（成人52人）、O村が15世帯（同51人）である。活動時間は、世帯循環スポットチェック法を用いた。収入は28日間毎日聞き取り、収穫は14日間の収穫を計量したものを食品成分表に基づいてエネルギー量で評価した。方法の詳細は、Furusawa and Ohtsuka（2006）に記載している。
- 9) なお、本論文ではとりあげないが、D村とO村の違いについては宗教の違いが影響している可能性もある。O村のほぼすべての住民が、相互協力を推奨するキリスト教の1派に所属しているのに対して、D村はさまざまな異なる宗派の信者で構成されているのである。しかし、サイキレ慣習地内にあるほかの村では、D村同様さまざまな宗派に所属しているのであり、全体として影響は限られているように考えられる。詳細は、石森（2004）やAswani（2004）を参照されたい。

参考文献

- Aswani S. 1999. Common Property Models of Sea Tenure: A Case Study from the Roviana and Vonavona Lagoons, New Georgia, Solomon Islands. *Human Ecology* 27 (3): 417-453.
- Aswani S. 2000. Changing identities: The ethnohistory of Roviana predatory head-hunting. *Journal of the Polynesian Society* 109 (1): 39-70.
- Aswani S. 2004. Assessing the Effects of

- Changing Demographic and Consumption Patterns on Sea Tenure Regimes in the Roviana Lagoon, Solomon Islands. *Ambio* 31 (4): 272-284.
- 古澤拓郎. 2004. 「民俗知識に基づく人間・植物・動物の関係」. 大塚柳太郎編. 『ソロモン諸島：最後の熱帯林』55-81. 東京：東京大学出版会.
- Furusawa T, and Ohtsuka R. 2006. Inter-household variations in subsistence strategies within a rural society of Roviana, Solomon Islands: An analysis of agricultural production and cash income in relation to socio-demographic factors. *Tropics* 15(1): 29-37.
- Gordon RG, Jr. 2005. *Ethnologue: Languages of the World*, Fifteenth edition. Dallas, Texas: SIL International.
- 石森大知. 2001. 「ソロモン諸島の親族組織と資源保有・利用形態：西部州ニュージョージア島の事例を中心に」. 『アジア・太平洋の環境・開発・文化』2: 203-219.
- 石森大知. 2004. 「森林伐採の受容にみる「伝統」と「近代」の葛藤」. 大塚柳太郎編. 『ソロモン諸島：最後の熱帯林』85-114. 東京：東京大学出版会.
- 宮内泰介. 2001. 「住民の生活戦略とコモنز：ソロモン諸島の事例から」. 鳥越皓之編. 『コモنزの社会学：森・川・海の資源共同管理を考える』144-164. 東京：新曜社.
- Naitoro J. 1989. Documentation of traditional land tenure: Key to adaptation in the modern society. *O'O Journal of Solomon Islands Studies* 2: 48-56.
- 大塚柳太郎. 2004. 「持続的商業伐採が引き起こす社会変容」. 大塚柳太郎編. 『ソロモン諸島：最後の熱帯林』147-65. 東京：東京大学出版会.
- 関根久雄. 2001. 『開発と向き合う人々：ソロモン諸島における「開発」概念とリーダーシップ』東京：東洋出版.
- Schneider G. 1998. Reinventing identities: Redefining cultural concepts in the struggle between villagers in Munda, Roviana Lagoon, New Georgia Island, Solomon Islands, for the control of land. In: Wassmann J, editor. *Pacific Answers to Western Hegemony: Cultural Practices of Identity Construction*. Oxford: Berg. p 191-221.
- Sheppard PJ, Walter R, Nagaoka T. 2000. The archaeology of head-hunting in Roviana Lagoon, New Georgia. *Journal of the Polynesian Society* 109(1): 9-37.
- Solomon Islands Government. 2000. Report on 1999 Population and Housing Census: Basic Tables and Census Description. Honiara: Statistics Office.
- Statistics Office. 1997. Village Resources Survey 1995/96: Statistical Bulletin No.10/97. Honiara: Ministry of Finance.
- 須藤健一. 2001. 「コンセンサス形成論」. 『アジア・太平洋の環境・開発・文化』1: 43-52.
- 須藤健一. 2004. 「国家政策に抗する森林開発」. 大塚柳太郎編. 『ソロモン諸島：最後の熱帯林』169-194. 東京：東京大学出版会.
- Whitmore TC. 1990. *An Introduction to Tropical Rain Forests*: Clarendon Press Oxford.